

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略) <u>平成25年9月25日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第9条 (略)</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-1「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>二 別に付した特約において重要資産等を含めた<u>株式又は貸付金債権</u>について<u>質権又は譲渡担保</u>を設定する場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき設定した<u>質権若しくは譲渡担保権</u>を解除したとき又は<u>質権若しくは譲渡担保権</u>が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00032 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第9条 (略)</p> <p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第8-1「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>二 別に付した特約において重要資産等を含めた<u>株式</u>について<u>質権</u>を設定する場合は、別紙様式第8-2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき設定した<u>質権</u>を解除したとき又は<u>質権</u>が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-4「海外投資保険質権等設定解除等</p>	

第 8 - 4 「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

第 11 条 ～ 第 28 条 (略)

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ～ 7	(略)	

8 - 1	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
<u>8 - 2</u>	・ <u>海外投資保険質権等設定承諾申請書</u>	1 (1)
8 - 3	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
<u>8 - 4</u>	・ <u>海外投資保険質権等設定解除等通知書</u>	1 (1)

9 ～ 27 (略)

別表 2 (略)

通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

第 11 条 ～ 第 28 条 (略)

別表 1

海外投資保険提出書類一覧表

提出先は本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1 ～ 7	(略)	

8 - 1	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
<u>8 - 2</u>	・ <u>海外投資保険質権等設定承諾申請書</u>	1 (1)
8 - 3	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
<u>8 - 4</u>	・ <u>海外投資保険質権等設定解除等通知書</u>	1 (1)

9 ～ 27 (略)

別表 2 (略)